

# 平成28年11月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 平成28年11月21日（月） 午後2時より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 津田博委員長、脇山亜子委員長職務代理者、  
玉邑恵子委員、草柳栄子委員、牧岡努教育長  
岩倉みどり教育課長  
書記：小野真人学校教育係長、片山武丸主事補

欠席者： なし

傍聴者： なし

## 議事

### 1 開会

教育委員長より、開会あいさつ

### 2 教育長の報告

#### (1) 学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

#### (2) 生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

### 3 協議事項

#### (1) 今後の学力向上策について

課 長 学力調査検証委員会のまとめ・報告についてご説明いたします。それでは、

資料1をお願いします。まず、今年度は9月12日と10月27日の2回、真鶴町学力調査委員会を開催いたしました。小学校と中学校からそれぞれ2名の先生方にご出席いただき、「全国学力・学習状況調査」を中心とした、結果の分析と検証、改善に向けた取組みについて協議を行いました。

教員向けの資料をご覧ください。

数値による全国平均との比較は、これまでの定例会でもご説明しているところですが、内容を細かく見た「良さと課題」については、資料の2ページ目に特徴的なものを記載し、3ページと4ページに、さらに学年ごとの細かな分析を記載しております。

学習面では、課題として、「文章に書くこと」「漢字の書き」「小数の計算」「関数的な内容についての理解」等があげられます。

また、意識調査から見えた生活・行動面では、「家庭学習の時間が短い」「就寝時刻が遅い」「テレビ・ゲーム・スマホ等に費やす時間が多い」等の生活習慣に関わる課題があげられます。また、小学生においては、「読書に親しむ時間が短い」との課題も見られました。

これらの結果分析を基に各学校へは、5ページに記載したとおり、「授業改善」と「家庭学習への効果的な働きかけ」についての必要性を伝えました。

それらを受けて、各学校からは「学力向上に向けた取組み」として6ページ目以降にあるものが提案されました。

小学校では特に授業改善に力をいれるべく、「めあて」と「振り返り」を各授業に位置づけていくことを教員全体で取り組んでいくとのこと。子どもたちがその授業を通して、「何を学んだのか」が明確になり、また、学習の見通しが立てば、自ら動き出す「主体性」を育むことにつながると期待しております。

中学校では、今回の結果の根拠となる取組みや生徒の行動様式は何であったのかを改めて学校で分析をし、資料に記載しました、「学び合い・伝え合い」「家庭学習」「授業での学び」「道德教育」と言った4観点での充実を図っていくとの報告がありました。中学校でも小学校と同様に「目標」と「振り返り」の活動の大切さをとりあげており、小学校と中学校での連続した取組みとして今後充実を図っていければと考えております。

最後に学校だけでなく家庭にも協力いただきながら取り組んでいただきたいこととして、7ページ目にまとめました。

改めて生活習慣の改善が求められる中、今年度も「携帯・スマホ・ゲーム機」等の使用について家庭での管理をお願いすることとしました。

また、学校にも求めました「家庭学習の習慣化」についても、学校と連携して取組みを支えていただくようお願いを記載しております。

以上が、今年度の分析・検証をまとめたものとなります。各学校の取組みの進捗状況や子どもたちの様子については、学校訪問等でも確認を行っていきま

すが、2月21日に第3回学力調査検証委員会を開催し、学校からの報告を受けて、修正・改善について協議を行う予定です。ご意見等ございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

委員長            いかがでしょうか。

委員            書かせることの大事さはこれから重視すべきだと思います。授業風景を見ますと、発言する子は発言ししっかりしています。聞く子も相槌などしており、しっかり聞いています。クラスの全員で授業していると感じました。しかし、聞いている子どもたちが聞くだけでなく、その意見を自分で書くことが大事になってくると思います。突然書くことは難しいので、幼い頃から習慣づける必要があると感じています。

委員長            書くことよりも聞くことが重点的には良いのですが、あまり偏りすぎると書くことができなくなると思います。また、6ページの小学校の部分はとても簡潔にまとめていますが、保護者が見て取組みについて分かるでしょうか。

委員            目当てという言葉は簡単なようで意味をしっかりとらえるのが難しいと感じます。

委員長            業界用語とまでは言いませんが、先生方に伝わりやすく、保護者から見たら分かりにくいように感じます。

委員            保護者に配るのは後ろの二枚でしょうか。

教育長            10ページをご覧ください。前書きの最後の部分では、結果の分析と今後の方向性を伝えるという文言があります。その続きに中学校の状況や結果の分析がありますが、今後の方向性がどうなるのかが分かりにくいと思います。中学校は具体的に記述化がありますが、小学校はスローガンのようで、保護者に伝わりにくいと感じました。

また、5ページの先生方宛の書類には、委員のおっしゃっていた書くことについて記載があります。それが各学校の取組みに反映されていないように感じます。学校と家庭が協力して取り組みたい内容ですが、家庭学習の習慣化についても、中学校にはあるが小学校には記載がありません。全体がバラバラのような印象を受けます。

委員長            7ページの最初には、スマホゲーム等の取組みがドカンと出てきますね。

委員 家庭にできる比重が一番大きいのはこの内容ですが、保護者が見た際には学ぶ力とこの内容は直結しにくいと思います。

委員 同じ部分で記載がありますが、学ぶ力を育てることに、あいさつは結果的に結び付くと思いますが、直接は考えつかないと思います。

委員長 先生方の方には家庭学習の内容がしっかり記載してあります。家庭へ配布するものでも、家庭学習をもう少し強調した方が良いと思います。

委員 保護者に配布する書類に、意欲的に学ぶ子どもたちが、自らの成長や学ぶ楽しさを実感することが大切であると書いてあるので、それに直結したものが一番上にあった方が保護者としては分かりやすいと思います。

委員 スマホ等の内容は、学習面ではなく、生活習慣に含まれるものになると思います。

委員長 色々なご意見いただきましたが、家庭への通知部分について、保護者が見てよりわかりやすい形に修正していただき、来週できたものを確認するという事によろしいですか。

全委員 (全員了承)

## (2) 真鶴町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

課長 資料2をご覧ください。こちらには参考として、真鶴町立幼稚園の管理運営に関する規則を付けております。真鶴町立幼稚園の管理運営に関する規則は、地方教育行政の運営及び組織に関する法律の規定に基づき、町立幼稚園の管理運営の基本的事項に関し必要な事項を定めた規則となります。

今回の改正内容は、規則第11条の規定により入園を希望する方が提出する「真鶴町立幼稚園入園願書」の一部改正です。

内容につきましては新旧対照表でご説明いたします。

改正は第2号様式のみで、下線を引いた部分が改正箇所となります。改正前の中ほどにあります、職業欄など、不必要な情報の記載を求めることは、差別につながる可能性があることから削除するものです。

また、改正後の下段下線部分は、新たに追加するもので、提出頂く願書の個人情報等の取扱いを明記したものです。説明については以上となります。

委員長 願書の形式を改正するという事ですがよろしいでしょうか。挙手をお願いし

ます。

全 委 員 (全員挙手)

委 員 長 全員挙手です。

(3) 平成 29 年度ひなづる幼稚園入園児募集について

課 長 資料 3 をお願いします。ひなづる幼稚園平成 29 年度 4 月入園児募集についてです。

入園資格ですが、真鶴町在住で、平成 23 年 4 月 2 日から平成 26 年 4 月 1 日までに生まれた方が対象です。

募集園児数は、3、4、5 歳児合わせて 20 人程度です。募集人数を超えた時は、幼稚園と相談し、受け入れ可能であれば受け入れていきます。

入園願書等の用紙の配付は、12 月 1 日からひなづる幼稚園と、教育委員会で配付し、入園願書等の提出は、12 月 5 日、6 日の 2 日間で、こちらはひなづる幼稚園に直接提出していただきます。

面接等につきましては 12 月 8 日、9 日の 2 日間とし、幼稚園で行います。

保育時間は原則 4 時間です。

保育料については、裏面に記載致しております。

なお、2 枚目は入園願書で、先ほど「真鶴町立幼稚園の管理運営に関する規則」の一部改正で承認いただきましたので、その部分に変更となっております。3 枚目は 1 号様式認定用の支給認定申請書です。満 3 歳以上で、幼稚園を希望される場合は、教育標準時間認定となる 1 号認定を受けていただくことになるため、併せて提出していただくものです。この募集要項について承認をお願いいたします。

委 員 長 要綱についてご意見ありましたらお願いいたします。

教 育 長 1 月下旬の決定通知の米印の内容は、その上に記載のある保育時間と関係がないので、場所を変えた方が良いと思います。

委 員 長 米印の内容は新たに項目を追加してはいかがでしょうか。

教 育 長 その方が自然だと感じます。

課 長 只今いただきましたご意見のとおりに変更させていただきます。

委員長 ほかにはいかがか。それでは挙手をお願いします

全委員 (全員挙手)

委員長 それでは意見を反映した形でお願いします。

#### (4) 町議会 12 月定例会提出の補正予算について

課長 資料 4 をご覧ください。町議会 12 月定例会提出の補正予算です。

教育委員会の要求額で査定を受け、決定した査定額が補正額となります。歳入、歳出とも主なものについて説明させていただきます。

初めに歳入の補正です。歳入の 1 ページ目、13 款 国庫支出金、2 項 国庫補助金、5 目 教育費国庫補助金の小学校費補助金学校施設環境改善交付金は、4,376,000 円の増額です。国の平成 28 年度第 2 次補正予算の中で、施設学校環境改善交付金として、まなづる小学校トイレ改修事業を行うための交付金として決定を受けたものです。

続きまして、歳出補正です。歳出につきましては、事業経費の確定に伴って執行残の減額補正や、これから事業を執行するにあたり不足となる額や最低賃金改定に伴う臨時職員賃金等の増額補正となります。主なものの内容を説明いたします。

初めに 5 ページをお願いします。教育振興費、消耗品費は 222,000 円の増額で、小中学生防犯ブザー購入費用です。子どもが被害者となる犯罪被害が近年上昇傾向にある中で、町では、不審者対策として防犯ブザーを購入し、児童・生徒が安全に登下校できるように支給するものです。

14 ページをお願いいたします。小学校費学校施設改修事業のトイレ改修工事は、14,000,000 円の増額です。国の学校施設環境改善交付金の決定を受け、まなづる小学校のトイレで洋式化されていない箇所のトイレ改修工事を実施するものです。改修内容といたしましては、1 階中央及び 3 階中央の男子女子トイレ内の改修工事となります。

24 ページをお願いいたします。下段消耗品費は 44,000 円の増額で、公民館ピアノ除湿機購入代です。町民センター 3 階講義室に設置してあるピアノ専用の除湿機を購入するもので、ピアノ内部に取り付けることにより、ピアノの寿命を延ばし、調律を安定させるものです。

最終 32 ページをお願いいたします。下段の修繕料は、町立体育館の照明機器の漏電修繕及び不点灯照明の交換修繕で、269,000 円の増額となります。15 系統ある電源の 1 系統が漏電のため 2 灯が点灯しておらず、また計 35 灯の内 8 灯が点灯していないため、水銀灯を交換するものです。以上で説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

